

塩井小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめに対する基本認識

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする
- 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成していく

未然防止

- 教育活動全体を通じた道徳・人権教育の充実
 - ※ 道徳的価値を高める授業実践
 - ※ 外部指導者による
- 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくり
 - ※ ユニバーサルデザインを取り入れた授業
 - ※ 自ら学び考える授業づくり
- 一人一人が活躍できる集団づくり
 - ※ 自分たちで課題を見つけ解決する学級活動
 - ※ SEL（社会性と情動の学習）の計画的実施
- 児童の主體的な取り組み
 - ※ 児童会による「あいさつ運動」の推進
 - ※ 異学年による児童主体の交流活動の充実
- 家庭・地域との連携
 - ※ 学級懇談会、学校だより、ホームページによる「いじめ防止基本方針」の周知
 - ※ 学校評議員会でのいじめ問題の協議

早期発見

- 見えにくいいじめを察知するための対応
 - ※ 定期的ないじめアンケート調査の実施
 - ※ 定期的な保護者アンケートの実施
 - ※ 一人一人と話をする教育相談の実施
 - ※ 保護者との個人面談の実施
 - ※ アンテナを高くした児童の学校生活の把握（休み時間、言葉、友達関係、持ち物、教室、トイレ、下足置き場）
- 情報共有による組織体制づくり
 - ※ 職員終会時に行う「児童理解」
 - ※ 教職員間での情報共有
- 地域や家庭との連携
 - ※ 学童保育、民生児童委員との懇談会
 - ※ 保護者の要望に応じた個人面談の実施

早期対応・組織的対応

- 素早い事実確認・報告・相談
 - ※ いじめと疑われる行為はその場で止め、事実確認を行い、適切に指導する
 - ※ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する
 - ※ 必要に応じ、関係機関との連携を図る
- 発見・通報を受けての組織的対応
 - ※ 発見・通報を受けた職員は、速やかに教育相談委員会に相談する（市教委への報告）
 - ※ 速やかに関係児童から事情を聴きとり、結果を被害、加害双方の保護者に報告する
- 集団への働きかけ
 - ※ いじめを自分の問題としてとらえさせる
 - ※ いじめを根絶しようという意識を高める学級指導を行う
 - ※ 互いに声を掛け合える集団づくりを進める

いじめ重大事態発生時の対応

- 1 重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会を通じて市長に報告する
（生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する）
- 2 その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する
- 3 調査を行うにあたっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める
- 4 当該児童及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切に提供する

学校の取組に対する検証・見直し

- 学校評価アンケートを実施する
- いじめ防止対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う
- 学校評議員会において報告・協議を行う